

パブリックコメント案件概要

(様式3)

案件名: 尼崎市暴力団排除条例の一部改正について

1. 施策の概要

尼崎市暴力団排除条例を改正することで、本市の暴力団排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、市民の安全で平穏な生活の確保、青少年の健全な育成の保護及び事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与する。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

○平成25年に暴力団排除に係る基本的な考え方や取組を規定した尼崎市暴力団排除条例を制定し、事務事業からの暴力団の排除を推進してきた。
○平成27年には、暴力団の分裂騒動を契機に対立組織間の抗争状態に陥った。
○暴力団の抗争が激化したことを受け、平成30年に暴力団の排除を目的に市民を中心とした暴力団追放推進協議会が発足され、活発な排除活動が行われてきた。
○本市として、市民による暴力団排除活動の費用面を支援するため、平成31年に尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置し、住民による適格団体訴訟に係る費用の一部等の支援を行ってきた。
○令和元年に発砲事件が発生したことを受け、令和2年に公安委員会が本市域全域を特定抗争警戒区域に指定した後、市内2カ所で相次いで発砲事件が発生したことから、県警察本部に対し対策強化を求める申入れを行った。
○当時暴力団事務所として認定されていなかった暴力団関連施設の買取りを実施するなど、官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和4年9月には、本市内の暴力団事務所はゼロになった。
○令和2年から現在に至るまで特定抗争警戒区域の指定は解除されておらず、新たな取組を実施し暴力団排除活動を推進するには、既存の尼崎市暴力団排除条例を見直し、改正する必要がある。

3. 目指す姿・対応策など

市域全域における暴力団事務所の運営禁止や運営禁止への違反に対する罰則を市条例で設けることで、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を実現する。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 暴力団員

始期: 改正条例施行後(令和6年4月1日予定)

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

市が取り組むべき暴力団対策について、広く市民の意見を募るため、令和5年9月22日から10月27日まで市民意向調査を実施し、条例改正に賛成とする意見が2件あった。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

- ①暴力団事務所運営禁止の区域規制を設けること
- ②実効性の担保のため罰則等の規定を設けること

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

- ①本市は住居系と工業系の用途が混在する特徴をもつこと、兵庫県暴力団排除条例の青少年の健全な育成を保護する目的に加え、事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与することも目的としていることから、市域全域を対象とする暴力団事務所の運営禁止の区域規制を設けることとした。
- ②県条例と同様の手続きを踏み、同程度の量刑となる罰則規定を設けるとともに、罰則以外にも暴力団事務所に対する使用等の差止めの請求を行う規定を設けることとした。

7. 今後のスケジュール

令和6年1月 パブリックコメント結果の公表

令和6年2月 市議会へ条例案を提出

令和6年4月 改正条例の施行

8. 添付資料

尼崎市暴力団排除条例の一部改正(素案)

9. お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F

電話番号(TEL) 06-4689-6502、ファクス(FAX) 06-6489-6686

メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp